

改正案（1）に係る表決及び御意見等

委員氏名	表 決			御意見等	札幌市の回答
	賛成	反対	その他		
林 健 嗣 会長	○			<p>前回の審議会のなかで審議委員のメンバーから「北海道及び札幌市の経済の活性化」と「より優れたデザイン性の可能性を広げる」ために全面広告の提案があっても良いのではないかとの意見があり、多くの方から賛意がありました。今回、ＪＲ北海道からの提出による改正案は、ＪＲ北海道に対する広告機会の拡大によって、コロナ禍で冷え込む北海道経済への明るい話題になれば良いという思いを込め改正案（1）に賛成致します。本来、この審議会は、札幌市の屋外広告の景観や安全、あるいは広告の公正・公平性をもとに審議するものだと思ってきましたが、一方で、時代のすう勢にあった広告のもつ社会的・経済的な役割を配慮してきたと考えています。今回は、まさに、時代のニーズと社会的・経済的な役割に配慮した改正であると解釈しています。</p>	
古 谷 美峰子 副会長	○			<p>ＪＲ北海道からの要望趣旨は理解できるものである。想定される活用内容等が十分含まれる範囲の改定である。同時に表現方法やデザイン性については申請を通して一定の指導・助言を加えることができる。実施に際しては魅力的な車体として運行されることに期待をしたい。</p>	<p>掲出者に、このたびの御意見を伝えるとともに、車体全面広告ガイドラインの趣旨である「車両に魅力を感じるようなものとなるよう十分配慮したものではない」旨について改めて周知いたします。</p>
飯 塚 優 子 委員	○			<p>北海道の鉄道を維持する上で可能な収入源を確保し、あわせて市民生活に身近な媒体としてＪＲ車体を活かすデザインをご検討いただければと思います。</p>	<p>掲出者に、このたびの御意見を伝えるとともに、車体全面広告ガイドラインについても改めて周知いたします。</p>
新 貝 孝 之 委員	○			<p>前回 2020.2.5 の審議会にて発言しましたが（会議録 P13）緩和の方向に向かうことには賛成します。</p>	
野 村 理 恵 委員	○			<p>札幌市と他自治体を走行する車体であるため、北海道全体の活力となり、札幌市民からの印象にも配慮した上で、デザイン性の高い広告を積極的に目指すという要望に対し、全面広告の特例は妥当であると考えます。各事業者の自主的基準の設置、札幌市のデザイン審査会等の条件が適切に機能するよう、相互協議を重視することに加え、札幌市（北海道）にふさわしい車体広告デザインについての議論の場が専門家や市民を交えて公に開かれることを期待します。</p>	<p>御意見については北海道とも共有し、本市といたしましても、屋外広告物法、札幌市屋外広告物条例に基づき、良好な景観の形成や風致の維持等を図るべく、取り組んでまいります。</p>

改正案（１）に係る表決及び御意見等

委員氏名	表 決			御意見等	札幌市の回答
	賛成	反対	その他		
堀田 里佳 委員	○			路線バス・市電等との整合性を持たせるのが合理的。 地域の交通インフラ存続のため、交通事業者の経営努力を地域として支援する必要があり、過度の規制は不要と考えます。 将来的に多様な交通事業者が北海道に乗り入れてくることも考えられるが、その際にどのような改正で対応していくべきか、準備が必要。	今後の交通事業者の乗入状況等を踏まえて検討してまいります。
水落 隆志 委員	○				
森 朋子 委員	○			特にありません。	
吉田 和夫 委員	○			路面電車、路線バス等と同列での取扱規定が妥当かと思われます。また、ＪＲ車両への全面広告に関しても特に問題はないと考えます。	
村上 久展 委員	○			異議ありません。	
角原 英人 委員	○			異議ありません。	
朝倉 正人 委員	○				
日下部 諭 委員	○			全面広告のデザインに関しては賛成です。ご参考までに広告会社の視点でございますが、現状、コロナ禍において交通媒体での出稿が激減しており、JR媒体での全面広告の掲出の緩和により広告主のニーズにあったクリエイティブ表現の幅も広がり、訴求効果が多く得られ、数多くの出稿が増える事を期待しております。	改正案（２）に係る御意見と合わせ、当該頁で回答いたします。
原口 友一 委員	○			令和元年度第１回にて、申し上げた通りの理由です。	
渡部 純子 委員	○			事前協議の指導、助言の有効性はどの程度でしょうか。協議者と事業者または広告意匠設計者との協議なのか、もしくは現状の広告アドバイザー制と同様でしょうか。 いずれにしても質のよいデザインで、イメージが向上し、利用者の増加と観光客や地域の人に愛されるＪＲ車輛広告になることを願っています。	ＪＲ車体全面広告の掲出に係る事前協議の方法等は、現行の広告アドバイザーの制度と同様となります。